

船橋市長 藤代孝七 様

千葉県知事 鈴木 栄 治

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書に対する意見
(通知)

平成24年8月24日付けで送付のあった標記方法書について、千葉県環境影響評価条例第10条第1項の規定により、次のとおり意見を述べます。

当該事業については、対象事業実施区域にある最終処分場跡地の改変を伴うことから、施設の設計及び工事の実施に当たっては環境への影響に十分配慮するとともに、環境影響評価の実施に当たっては、これらの事業特性を踏まえ、必要に応じて選定した項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を適正に行う必要があります。

さらに、環境保全措置について、今後の調査及び予測結果を基に、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかという観点から検討し、対象事業の実施に伴う環境影響についてできる限り回避・低減する必要があります。

については、下記事項について所要の措置を講ずるよう御配意願います。

記

1 事業計画にかかわる事項

最終処分場跡地の改変を伴うことから、生じる可能性のある、埋設廃棄物の飛散・流出並びに汚水、悪臭ガス及び可燃性ガス発生への対応について、具体的に記載すること。

2 環境影響評価の項目にかかわる事項

最終処分場跡地の改変を伴うことから、工事中の雨水等による環境への影響を検討し、必要に応じて水質を環境影響評価項目として選定すること。

3 調査、予測及び評価にかかわる事項

(1) 大気質にかかわる事項

ア 大気質の評価の手法について、長期平均濃度から日平均値の2%除外値（又は年間98%値）への換算方法を明らかにすること。

イ 短期高濃度予測の対象について、大気安定度不安定時、上層気温逆転時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ時及びダウンドラフト時のそれぞれの事象の出現頻度を明らかにするとともに、事象ごとに高濃度となる煙源条件を検討すること。

(2) 悪臭にかかわる事項

現在の施設における煙突排出ガス中の特定悪臭物質濃度（悪臭防止法2号規制対象物質）を調査し、その結果を予測、評価に反映させること。

(3) 土壌にかかわる事項

最終処分場跡地の改変を伴うことから、埋設廃棄物の位置及び深度等を明らかにした上で、工事の実施による地下水質への影響を監視すること。

(4) 動物にかかわる事項

ア 鳥類の調査について、渡りの最盛期を考慮し、春は4月末～5月5日頃の間、秋は9月1日を中心とした7～10日の間に行うこと。

イ 対象事業実施区域において、生物の生息環境を把握するため、昆虫類について夏及び秋の調査を実施すること。

(5) 景観にかかわる事項

煙突による景観上の影響幅を求めた上で、近隣の複数の市の公園、護岸等からの眺望点を増やすこと。